

平成29年4月25日

## 工事施工体制点検の実施について

小 浜 市

小浜市が発注する建設工事における現場代理人は、小浜市工事請負約款第10条第2項において、工事現場に常駐し、その運営および取締りを行うこととされています。また、同条第3項の規定による現場代理人の兼務については、工事現場における運営、取締りおよび権限の行使に支障が無いことならびに連絡体制が確保されていることを前提としています。

このことから、本年度より工事現場の適正な施工体制の確保と建設業界の健全な発展を期することを目的に下記のとおり施工体制点検を実施します。

### 記

1. 点検工事：小浜市発注工事すべて実施
2. 点検内容：①現場代理人の常駐確認（連絡して速やかに現場到着可能かを含む）  
②現場代理人が実質運営（掌握）しているか確認（点検者による現場代理人への質問により実施）  
③下請け業者の確認（下請け届と合致しているか確認）
3. 点 検 者：発注担当課の課長またはグループリーダー
4. 点検結果：点検により、施工体制の不備が確認され、改善指導を行っても改善が見られない場合は、小浜市の工事評定、指名選考、指名停止等に反映させるほか、一括下請けを疑う事実が確認された場合は、建設業許可行政庁への通知を行うこととなりますので、ご留意下さい。

問い合わせ

小浜市総務課契約検査グループ

TEL 0770-64-6003（直通）